

平成 3 1 年度

国政に関する要望書

平成 3 0 年 7 月

神奈川県町村会

目 次

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

(1)	地方分権改革における「提案募集方式」の推進・・・	1
(2)	道州制への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3)	自主財源による行財政運営・・・・・・・・	2
(4)	地方交付税改革の推進・・・・・・・・	2
(5)	地方公務員の給与制度における地域手当について・・	3
(6)	まち・ひと・しごと創生の推進・・・・・・・・	3
(7)	空き家対策に対する財政措置・・・・・・・・	3
(8)	マイナンバーカード利活用推進における財政措置・・・	4
(9)	基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置・・	4
(10)	税収の落ち込みに際し発行できる新たな起債の創設・・・	4
(11)	国庫補助金等の予算措置・・・・・・・・	4

2 防災・防犯対策の充実強化

(1)	地震等防災対策の充実強化・・・・・・・・	5
(2)	原子力災害対策の強化・・・・・・・・	6
(3)	防犯環境の視点からのまちづくりの推進・・・・・・・・	6
(4)	警察官の増員と交番の増設・・・・・・・・	6

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1)	森林等自然環境の保全・・・・・・・・	7
(2)	循環型社会形成の一層の推進・・・・・・・・	7
(3)	再生可能エネルギーの導入促進・・・・・・・・	8
(4)	航空機による騒音対応の強化・・・・・・・・	8

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

- (1) 地域保健医療対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 国民健康保険制度等の改革・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 介護保険制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 少子化対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 障害者福祉施策の充実・・・・・・・・・・・・ 12

5 産業の振興及び観光施策の推進

- (1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し・・ 13
- (2) 地域産業振興対策等の推進・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 観光施策の推進・・・・・・・・・・・・ 14

6 都市基盤等の整備促進

- (1) 道路整備の財源確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 河川海岸の整備促進・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) 上下水道の整備促進・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 社会資本整備総合交付金の充実・・・・・・・・・・・・ 16
- (5) 地域公共交通の充実・・・・・・・・・・・・ 16

7 教育の振興

- (1) 就学前児童の教育充実・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 学校教育の振興・・・・・・・・・・・・ 17

8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

- (1) 社会基盤整備への支援・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 訪日観光客増加に伴う対策の強化・・・・・・・・ 19
- (3) テロ・感染症対策の強化・・・・・・・・・・・・ 19

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

提出先 内閣府・総務省

【要望項目】

- (1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進
- (2) 道州制への対応
- (3) 自主財源による行財政運営
- (4) 地方交付税改革の推進
- (5) 地方公務員の給与制度における地域手当について
- (6) まち・ひと・しごと創生の推進
- (7) 空き家対策に対する財政措置
- (8) マイナンバーカード利活用推進における財政措置
- (9) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置
- (10) 税収の落込みに際し発行できる新たな起債の創設
- (11) 国庫補助金等の予算措置

【要望内容】

(1) 地方分権改革における「提案募集方式」の推進

国による、地方分権一括法の制定や提案募集方式による地方分権改革が推進されているが、地方からの提案意欲を加速させるとともに、地方からの発意に根ざした提案に対しては積極的に採用し、財源を伴った事務・権限の移譲を一層推進すること。

(2) 道州制への対応

道州制については、国民に十分な説明がなされておらず、そのため国民論議が深まっていないことから、国民及び地方自治体への説明を丁寧に行うとともに、その取扱いについては、地方自治体との協議をしっかりと行う等、慎重に対応すること。

(3) 自主財源による行財政運営

ア 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自律性向上を実質的に担保するものであることから、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方の税源配分を見直すこと。

イ ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、アクセス道路の整備・維持管理、農薬・水質調査等の環境対策など、特有の様々な行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、今後とも、現行制度を堅持すること。

なお、仮に現行制度を廃止しなければならなくなった際は、普通交付税を代替えとしないこと。

ウ 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、納税者が理解しやすく、かつ安定した税収が確保できるようにすること。

また、平成28年度の軽減措置に引き続き、国の中小企業の設備投資を後押しする経済対策等の手段として、平成30年度より新たな軽減措置がとられるが、安定的な地方税の確保の観点からも、減税という税制による支援策は改めるとともに定めた特例期間は延長しないこと。

エ 基金の増加をもって、地方への歳出を削減するという議論があるが、町村は、徹底した行政改革等を行い、支出の削減に努め、災害や税収の変動など将来への備えとして、基金の積立を行っており、単に基金の増加をもって交付税を削減するようなことはしないこと。

(4) 地方交付税改革の推進

地方の社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を引き続き確保するとともに、臨時財

政対策債制度を速やかに廃止すること。

また、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害するものであることから廃止すること。

(5) 地方公務員の給与制度における地域手当について

地域手当の支給割合は、行政区分ごとに設定されていることから、生活実態に差のない近隣自治体において大きな格差が生じており、地域の実情とはかけ離れた状況であるため、支給割合の見直しを行うこと。

また、現在は、これを補正するため、中核的な市（都道府県庁所在地又は人口30万人以上市）への通勤者率が高い地域については、6級地または7級地とするとされているが、中核市の指定要件は人口20万人以上であることから、中核的な市の要件を、都道府県庁所在地又は人口20万人以上市とすること。

(6) まち・ひと・しごと創生の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が残り2年を切る中、国の長期ビジョンで掲げる将来人口の確保策を講じるためには、総合戦略の計画期間である5年間はあまりにも短く、総合戦略が長期的で実効性のある計画とするためにも、第2期総合戦略の策定及び地方が総合戦略を策定する際の財源措置を確実に行うこと。

また、地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、財源不足により計画事業が先細りとなることのないよう交付金の必要額を確保するとともに、地方の意見を聴き、より自由度の高い活用しやすい制度とすること。

(7) 空き家対策に対する財政措置

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、自治体が更に空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家を予防するための周知や空き家の継続的な調査に要する費用をはじめとする、空き家対策に要する費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

(8) マイナンバーカード利活用推進における財政措置

マイナンバーカードは、平成28年1月から交付が開始され、国は、様々な分野でのカードの利活用拡大に向け目標時期を定めて進めているが、その運用拡大に伴い、町村にランニングコストなど、継続的に過大な財政的負担が発生することから、積極的な推進を図るためにも、国はきめ細かな財政上の措置を講じること。

また、マイナンバーカードの積極的な利活用にあたっては、財政負担に対する効果と行政の効率化、スピード化につながるよう、国と地方自治体が一体となりその方策を検討できる体制を構築すること。

(9) 基幹統計調査結果情報収集での自治体専用ページ設置

各種基幹統計調査結果の情報収集の際に、対象が特定出来る等の理由から、大都市と町村と同一レベルの情報が公開されていない場合があるが、行政情報収集の観点からも町村が利用する際に、煩雑な手続きをとることなく情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築すること。

(10) 税収の落込みに際し発行できる新たな起債の創設

現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を創設すること。なお、本起債の償還分を交付税算入することは求めない。

(11) 国庫補助金等の予算措置

法律の改正等により国が推進する事業については、補助金等により市町村の負担軽減と事業の推進が図られているところであるが、厳しい財政状況にある国においては、市町村の要望どおりに予算が確保されない現状が見受けられる。

このことは市町村の財政負担が増すとともに安定した事業執行に支障をきたすおそれがあることから、適正な予算確保が図られるよう要望する。

2 防災・防犯対策の充実強化

提出先 内閣府・総務省・警察庁

【要望項目】

- (1) 地震等防災対策の充実強化
- (2) 原子力災害対策の強化
- (3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進
- (4) 警察官の増員と交番の増設

【要望内容】

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制の早期実現化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を関係自治体と連携し、住民の生命・身体・財産を守るために、財政的支援を含めた災害対策の強化を図ること。

イ 防災基本計画に定められた「災害に強い強靱な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」という視点から、公共施設の耐震化による安全性の確保が求められており、「市町村役場機能緊急保全事業」の期間延長など、老朽化対策への財政支援をさらに強化すること。

ウ 地域防災力の強化の必要性から、消防団員確保のための施策を実施するにあたり、適切な支援措置を講ずること。

エ 消防広域化の支援にあっては、広域化が進展しない要因の把握とともに、必要な措置を講じ、広域化後に生ずる運用経費についても財政支援制度を創設すること。

オ 防災・減災事業が確実に実施できるよう、また、平成34年の防災行政無線アナログ方式の使用期限終了に伴うデジタル方式整備が着実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・対象拡充など十分な財源措置を講ずること。

(2) 原子力災害対策の強化

ア 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」を踏まえ、福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。

特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に沿って、国の責任において着実に実施すること。

イ 原子力災害が発生した場合に、国が、関係自治体、周辺自治体及び関係機関へ迅速かつ的確に必要な情報を提供する連絡体制を整備すること。

(3) 防犯環境の視点からのまちづくりの推進

道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずること。

(4) 警察官の増員と交番の増設

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても、凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している状況にある。

住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。

このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、交番の増設を含め、関連する予算についても併せて措置を講ずること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

提出先 総務省・農林水産省・環境省・防衛省

【要望項目】

- (1) 森林等自然環境の保全
- (2) 循環型社会形成の一層の推進
- (3) 再生可能エネルギーの導入促進
- (4) 航空機による騒音対応の強化

【要望内容】

(1) 森林等自然環境の保全

平成36年度から課税される森林環境税については、個人住民税と併せて徴収されるが、納税者の混乱を招かぬよう、十分周知・徹底を図るとともに、徴収事務については、出来る限り自治体への負担軽減を図ること。

また、平成31年度から譲与される森林環境譲与税については、使途及び公表が義務づけられているが、その際、使途については、実情に応じて各自治体の使い勝手のよいものとし、また公表にあたっては、各自治体に過大な負担とならぬよう、各自治体と十分に協議・調整し、制度設計をすること。

(2) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

また、市町村が整備を進めている廃棄物処理施設は、循環型社会の形成のために欠くことができない施設であるのみならず、災害時には、一時的に大量に発生する災害

廃棄物を適正に処理するための受け皿となる重要な施設であることから、国の循環型社会形成推進交付金については、市町村の要望額に応じ必要な予算額を確保するとともに、解体等に要する費用に対しても、財政支援措置を講じること。

(3) 再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を図るとともに、初期投資への助成等の支援を行うこと。

また、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大を図るには、現在、町村等が実施している家庭用再生可能エネルギー機器の導入促進補助事業が有効であることから、当該補助事業に対する財政支援の拡充及び強化を図ること。

(4) 航空機による騒音対応の強化

自衛隊や米軍による飛行訓練等において、機体から発せられる轟音により、住民の快適な生活環境が損なわれている。

国は、激しい騒音の発生が予想される飛行については、事前に情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うこと。

また、現在、自衛隊航空機や米軍航空機別に複数の問い合わせ先が設けられているが、住民は地上から判別できない場合もあるため、航空機が不明な場合であっても一括して対応可能な問い合わせ先を設けること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

提出先 内閣府・厚生労働省・文部科学省

【要望項目】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地域保健医療対策の充実(2) 国民健康保険制度等の改革(3) 介護保険制度の充実(4) 少子化対策の充実(5) 障害者福祉施策の充実 |
|--|

【要望内容】

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずること。

イ 予防接種の健康被害等の救済制度においては、申請にかかる労力、時間、経費が多大で困難を極めており、健康被害の救済手続きの簡素化と迅速な審査を行うこと。

ウ 町村が実施する各種がん検診が継続的に実施できるよう十分な財政措置を講ずるとともに、おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置すること。

(2) 国民健康保険制度等の改革

新たな国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料水準に激変が生じないように、

国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとする。

激変が生じる場合には、経過措置を十分設けるとともに、経過措置に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証するとともに、今後も医療費の増加が見込まれることから、必要な追加支援策の一層の強化を図ること。

さらに、国民健康保険財政調整交付金や国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金など、負担割合が法令等で規定されている交付金等は負担割合を遵守すること。

(3) 介護保険制度の充実

ア 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、財政調整交付金を別枠として措置するなど、財政的支援を強化すること。

また、改正介護保険法に盛り込まれた、「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」について、骨太の方針2017において、今後財政調整交付金の活用についても検討するとされているが、現行の国庫負担の枠組みではなく、新たな財源を確保して実施すること。

イ 介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないよう、地域の実情に十分に配慮すること。

ウ 地域包括ケアシステム構築の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うこと。

また、地域包括支援センターの職員配置については、平成31年度から「準ずる者」の規定が強化される予定となっている。しかしながら、小規模な町村では、特に医療系人材の確保や定着が極めて困難であることから、施行年度を延期するなど柔軟な対

応を行うこと。

エ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等にあたっては、被保険者であり、また利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、必要な条例等の整備ができる期間を確保すること。

また情報提供は、最終案として町村が検討できる期間を配慮し、提供すること。

オ 介護保険制度の見直しや介護報酬の改定等に伴い、システム改修が必要となった場合の補助について、実際に支出する事業費の2分の1の補助とすること。

カ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とすること。

(4) 少子化対策の充実

ア 子育てにおける親の経済的負担の軽減や、出産後の雇用の確保など安心して出産、子育てができるようにするための、子育て支援策の充実・強化を図ること。

特に、待機児童解消に向けた保育所等の整備促進や保育士の確保に向けた人材育成の支援については、私立・公立保育所を問わず人件費等に対する補助を充実すること。

イ 幼児教育・保育の無償化の推進によって待機児童対策を減速させることがないようにすること。

また、その財源は国によって確保し地方の財政運営に支障をきたさないよう必要な財政措置を講じ、無償化事務が自治体職員の負担とならないよう簡素な仕組みとすること。

ウ 小児・ひとり親家庭等医療費については、国の統一的な制度として新たな助成制度を創設するとともに、子ども・子育て支援交付金に位置づけられている病児保育事業等の各種事業について、保護者のニーズに対応できるよう補助基準額の見直し（積み増し）を行うこと。

(5) 障害者福祉施策の充実

障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業については、国の義務的経費と位置づけ、町村に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講ずること。

また、重度障害児者の生活安定と福祉の向上を図るため、国の統一的な制度として重度障害児者医療費助成制度を創設するとともに、障害福祉サービス報酬の地域区分の見直しについては、生活圏など地域の実情を考慮した広域で設定するなど、同生活圏での障害福祉サービス事業者の運営等に不均衡が生じないように十分配慮し見直すこと。

5 産業の振興及び観光施策の推進

提出先 経済産業省・中小企業庁

【要望項目】

- (1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し
- (2) 地域産業振興対策等の推進
- (3) 観光施策の推進

【要望内容】

(1) ジビエ活用を重視した有害鳥獣施策推進の見直し

ジビエ活用に関しては、地域活性化等の有効な施策と捉え、積極的な検討を行う地域もあると考えるが、ジビエ活用を推進するためには、施設や事業者等の安定運営が必要であることから、個体が地域に安定的に存在しなければならないことにつながりかねない。また、本来、有害鳥獣対策は、地域における個体の減少、または撲滅が大きな目的であり、ジビエ活用自体が目的となってはならないと考える。

このような状況の中、国はジビエ活用を行う場合の支援策を強化し、活用がなされない場合には支援を弱めるといった方針を示しているが、ジビエ活用の有無に係わらず捕獲従事者の負担に差異はなく、地域によりその状況も異なることから、ジビエ活用を実施しない地域に対しても、今まで同様、支援策を強化するよう制度の見直しを行うこと。

(2) 地域産業振興対策等の推進

地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など、適切な措置を講ずること。

また、地域中小小売店の振興や地域コミュニティーを担う商店街の活性化を図るため、農商工連携の推進や商業基盤整備、空き店舗対策、イベントの開催など、商店街

や小規模企業に対する支援の拡充を図ること。

特に、地域の伝統工芸品やブランド開発など地場産業の振興を図るとともに、起業や転業などへの積極的な支援を行うこと。

(3) 観光施策の推進

ア 観光立国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設されるが、訪日観光客の誘客を図るため、海外での先導的なプロモーションに取り組むとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備やサイン表示、Wi-Fi 環境等の情報インフラ整備等、具体的整備を関係自治体が行う場合は、整備に見合った財源の確保を図り、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進すること。

イ 国内観光の活性化を図るため、国内各地での観光キャンペーンを積極的に展開するとともに、地域の雇用維持・確保につながる産業観光をはじめとする体験型ツーリズムなど、地元の観光資源を活用したニューツーリズムの育成を支援すること。

ウ 昨今、シカやイノシシが媒介して運んできたヤマビルが、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に対して被害を及ぼす事例が増加している。このヤマビルの被害は、国内外の誘客において障害となり、観光事業への打撃も深刻な状況である。

については、国内観光の活性化及び安全性の確保を図るため、ヤマビル対策に資する、環境整備等に係る財源の確保を図ること。また、環境整備等にとどまらず駆除したヤマビルの肥料化等の活用法の研究を推進・支援すること。

6 都市基盤等の整備促進

提出先 国土交通省

【要望項目】

- (1) 道路整備の財源確保
- (2) 河川海岸の整備促進
- (3) 上下水道の整備促進
- (4) 社会資本整備総合交付金の充実
- (5) 地域公共交通の充実

【要望内容】

(1) 道路整備の財源確保

道路は日常生活はもちろん、災害発生時の緊急交通網として重要なインフラであることから、地域の安全・安心の観点から町村の要望に十分応えられるよう、道路事業補助対象事業費についての所要額を確保すること。

(2) 河川海岸の整備促進

ア 相模川の築堤整備においては、未だ整備されていない区域があり、大雨の際など大規模な水害に発展する懸念がある。災害に対応するためにも、全域の整備を早期に完了させること。

イ 相模湾沿岸は海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている。

国は、平成26年度から直轄事業として、全国初となる岩盤型施設（仮称）という新たな技術を導入した保全対策を進めているが、計画は18年と長期に渡ることから、より具体的な施工方法を早期に決定し、計画期間の延伸がないよう、早期完了をめざし、安定的かつ持続的に海岸保全を図ること。

(3) 上下水道の整備促進

- ア 有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取替工事は、水質基準の強化もあり、早急に完遂する必要があるが、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取替工事費の増嵩は大きな負担となることから、鉛管等の取替えに係る補助制度を創設すること。
- イ 下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に十分に応えられるよう、引き続き所要額を確保すること。

(4) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を活かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況となっていることや、対象となる事業が縮小されていることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するとともに、地方公共団体への配分額を確保し、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度として継続して実施すること。

(5) 地域公共交通の充実

本格的な人口減少社会を迎え、多くの町村において、地域社会の活力の維持・向上のため、地域公共交通の再構築が課題となっている。

国の地域公共交通確保維持改善事業について、路線追加に対する支援制度をより充実させるとともに、財政面の補助について、町村の要望に十分に応えられるよう、所要額を確保すること。

7 教育の振興

提出先 文部科学省

【要望項目】

(1) 就学前児童の教育充実

(2) 学校教育の振興

【要望内容】

(1) 就学前児童の教育充実

幼稚園就園奨励費補助金については、入園料及び保育費の合計額の3分の1以内の補助とされているが、補助金交付要綱には「予算の範囲内で経費の一部を補助する」と規定されていることから、実際には補助対象事業費の3分の1の額に圧縮率を乗じた額となっており、実質的には市町村への負担転嫁となっている。

こうしたことから、幼稚園教育の更なる振興を図るため、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、地方公共団体の超過負担を解消するよう強く要望する。

(2) 学校教育の振興

ア 特別支援教育が全学校において実施されているが、教員の加配等が十分に行われていない現状から、障がいのある児童・生徒に対する教育の充実を図る上で、国の責任において、特別支援教育コーディネーター（教育相談コーディネーター）、特別支援教育支援員、発達障がいに詳しい臨床心理士などの人的整備を一層充実するとともに、その経費に係る財政的措置を講ずるよう要望する。

イ 新学習指導要領における小学3・4年生の外国語活動や小学5・6年生の外国語教育を円滑に実施できるよう、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずること。

ウ 小学校及び中学校でのプログラミング教育を円滑に実施できるよう、教員に対する指導員の配置や、指導環境の構築、指導教材の充実（ICT 環境の充実）のための経費に係る財政的措置を講ずること。

エ 学校の老朽化に対応した大規模改修や生活環境の変化に対応したトイレの洋式化に対し、財政的支援を拡充するとともに、実態に即した内容とすること。

なお、学校の改修等は、安全性の観点等から時期を延伸すべきではないため、速やかに十分な予算額の確保を行うことを強く要望する。

オ 財政的措置を講ずる際、補正予算による対応が見受けられるが、学校の大規模改修やトイレの洋式化を計画的に実施することができるよう、当初予算において予算措置を講ずること。

8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

提出先 内閣官房・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省・警察庁

【要望項目】

- (1) 社会基盤整備への支援
- (2) 訪日観光客増加に伴う対策の強化
- (3) テロ・感染症対策の強化

【要望内容】

(1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピック等の競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

(2) 訪日観光客増加に伴う対策の強化

訪日観光客の増加が想定され、更なる「おもてなし」の向上に向け、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

(3) テロ・感染症対策の強化

ア 開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守れるよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図ること。